

上湧別広報紙

令和8年8月号 作成 上湧別駐在所

道 警 署
0158-42-0110
上 湧 別 駐 在 所
01586-2-2517
事件・事故は110番
各種相談は#9110

生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます。

令和8年9月1日から中央線等がない道路における自動車の法定速度は 30km/h となります

道内には、市街地の生活道路だけではなく、郊外部でも中央線等がない道路が多くあります

「中央線等がない道路の法定速度は30km/h」を意識し思いやりのある運転を！

ただし、すべての道路の法定速度が30km/hになるわけではありません。

～次のような道路の法定速度は、引き続き60km/hです～

- ・道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路
- ・道路の構造上又は柵その他の工作物で自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路
- ・高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの
- ・自動車専用道路

★ 道路標識で最高速度が指定されている道路は、法定速度ではなく、指定速度が自動車の最速度となりますので注意してください ★

～9月1日は「防災の日」、8月30日から9月5日は「防災週間」～

警察庁HP

▼生活道路における法定速度の
引下げについて
<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/seikatsudouro/seikatsudoro.html>



問い合わせ先

■全国都道府県警察HP

▼各都道府県警察本部リンクは
こちらです
<https://www.npa.go.jp/link/prefectural.html>



いま一度確認しよう！家庭における災害への備え！

災害はいつ起こるかわかりません。

常日頃から**非常持出品**や**非常備蓄品**などをご準備いただくとともに、**ハザードマップ**でご自分がお住まいの周辺地域の避難場所や危険なエリアを確認するなど、「まさか」に備えましょう。



※こちらの
二次元コードからご覧ください。

令和8年度第2回
北海道警察官採用試験
受験申込受付中

道民とともに
道民のために

1次試験日：9月13日
受付期間：7月1日～8月14日

北海道警察

採用の問い合わせは
北海道警察本部採用センター

0120-860-314

暴力団追放「三ない運動^{ワン}+1」の推進



暴力団を「**利用しない**」



暴力団を「**恐れない**」



暴力団に「**金を出さない**」



暴力団と「**交際しない**」

北海道警察 ・ 北海道暴力追放センター